

業務量管理・健康確保措置実施計画

概要

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づき、国の定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定める。

策定のポイント

- 実施計画には次の事項を定める。
 - ◆達成しようとする目標 ◆実施内容 ◆実施に関し必要な事項
- 実施計画を定め、または、変更したときは遅滞なく公表し、総合教育会議に報告する。
- 実施計画の実施状況について、毎年度把握して公表し、総合教育会議に報告する。

実施計画の目標

- 時間外在校等時間に係る数値目標
- 教職員のワークライフバランスや働きがい等に関する目標

実施計画の実施内容

- 教職員の状況を把握し、次の点に留意し、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための具体的な取組を実施
 - ◆学校と教師の業務の3分類を踏まえ、責任体制を明確にし、業務の分担の見直しや適正化を図るもの
 - ◆教員が担う学校業務の適正化を図るもの
- 教職員の健康および福祉の確保に関する取組を実施

教育委員会の取組（スケジュール）

R7.10

R7.11

R7.12

R8.1

R8.2

R8.3

R8.4

実施計画の策定

総合教育会議

計画の公表

計画の実施